

## 江東きっずクラブ

## 平成29年度から全小学校で実施



▲遊びや学習などを通じ、さまざまな学年の子どもたちが交流

### 安全・安心に過ごす放課後へ

区では平成22年度から、共働き家庭等が小学校入学時に直面する「小1の壁」を打破するとともに、放課後等にこどもたちが安全で安心して過ごすことのできるよう、「江東きっずクラブ」を小学校内に開設しています。当初、10年かけて全校に展開する計画でしたが、2年早く、平成29年度に完了する予定です。

平成29年度から新たに6校に開設し、全校での実施へ

平成29年度に開設する6校は、現在「げんきっず」実施校です。平成29年度から「江東きっずクラブ」に移行し、A登録・B登録を実施します。

新規開設校についての詳細は、

#### 平成29年度 新規開設校

学校名	所在地
八名川小学校	新大橋3-1-15
扇橋小学校	石島18-5
毛利小学校(※)	毛利2-2-2
水神小学校	亀戸5-22-22
第五大島小学校(☆)	大島8-40-13
大島南央小学校(★)	大島4-18-5

※毛利学童クラブは江東きっずクラブ毛利B登録へ移行  
☆改築移転中のため、平成30年7月まで大島仮校舎(大島5-52-15)で運営  
★江東きっずクラブ南央の開設により、大島四丁目学童クラブを休止

10月下旬から各小学校で実施する予定の保護者説明会等でご案内します。

江東きっずクラブ  
A登録・B登録とは

A登録は、放課後等の教室などを利用し、安全・安心な自主的な遊びの場・学びの場を提供します。最大午後6時までの利用が可能です(午後5時以降利用希望の場合は就労要件あり)。

B登録は、保護者の就労等により、ご家庭において十分な保護を受けられないお子さんを、保護者に代わって生活の場を提供し、健全育成を図っていくことを目的とした、学童クラブ機能となります。専用スペースを設けており、最大午後7時までの利用が可能です。またB登録のみ、おやつ提供があります。

なお、対象児童については、

昨年度まで在籍校児童のみを対象としていましたが、平成28年度から、江東区立小学校以外の私立・国立小学校等に在籍する区内在住児童についても、住所地が学区に当たる当該校の江東きっずクラブ、げんきっずで受け入れを行っています。

平成29年度児童の募集

【A登録】  
平成29年3月上旬募集開始予定

【B登録】  
学童クラブの募集と同時期(12月上旬)を予定

【土曜江東きっずクラブ】  
平成29年3月上旬募集開始予定、区内児童館(一部児童館を除く)で実施・受付

【放課後支援課支援係】  
☎(3647)9308  
FAX(3647)9274

## 江東区地域包括ケア全体会議を開催



### 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる体制づくりを目指し、専門職が一致団結

▲さまざまな職種の専門家が一堂に

区では、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、認知症や要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

8月1日、区内の医療・介護・福祉の専門職と地域活動団体の45人が一堂に会し、ケアシステムの理念や多職種連携の必要性を確認しました。また、職能の違う専門職がチームで区民を支える体制づくりを進めて

いくという意見で一致しました。中でも江東区医師会は、本会議の発起団体であり、当日も数多くの医師が参加し、中心的な役割を果たしています。

今後は、区民の方にシステムを分かりやすく伝えるリーフレットの作成に取り組むとともに、在宅医療や認知症などの分野で多職種連携を深めていきます。

【地域ケア推進課包括推進係】  
☎(3647)9606  
FAX(3647)3165

# 臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

申請受付期間  
9/15(木)～  
12/28(水)

平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)と年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を対象者に支給します。詳細は、区や厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

## 申請書を送付

9月12日(月)から順次、支給対象となる可能性のある方へ、申請書をお送りします。誓約・同意事項をご確認のうえ、了承いただける方は、申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

なお、振込口座を新たに指定する場合や代理人が申請する場合など、提出書類が必要な場合もあります。記入例を記載した「お知らせ」を同封していますので、ご参照ください。

## 平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

人 次の要件をすべて満たす方  
○平成28年1月1日(基準日)時点で、江東区に住民登録がある方  
○平成28年度の都民税・区民税(均等割)が課税されない方  
※ただし、次の方は支給対象外  
○都民税・区民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等  
となつて居る方(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、青色事業専従者お

よび白色事業専従者も含む)  
○生活保護の受給者や中国残留邦人等への支援給付の受給者  
※平成28年1月1日(基準日)時点で、江東区に住民登録のない方は、基準日時点で住民登録のあった区市町村で申請してください。  
「支給額」支給対象者1人につき、3千円(一律1回限り)  
年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)  
人 次の要件をすべて満たす方  
○平成28年度臨時福祉給付金対象の方で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給された方  
○年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)3万円を支給されていない方  
「支給額」支給対象者1人につき、3万円(一律1回限り)  
※両方の給付金に該当する方へは、併せて3万3千円を支給  
申請書の提出はお早めに  
申請期限までに提出されない場合は、支給ができません。  
「申請期限」  
12月28日(水) 消印有効  
支給方法等  
申請書等の審査を行い、10月下旬から順次、口座振込により支給します(受付した翌月また

は翌々月の振込を予定)※審査の結果、不支給になる場合もあります。  
振り込み詐欺等にご注意を  
区が皆さんに次のようなお願いをすることはありません。  
○銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いする。  
○ATMを操作して区からの給付金を振り込んでもらう。  
○メールでの手続きや手数料などの振り込みをお願いする。  
区職員や厚生労働省等の職員を名乗って、自宅への訪問や不審な電話がかかってきた場合は、迷わず最寄りの警察署、または警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

## 相談窓口を開設中

「開設場所」区役所8階エレベーターホール「受付時間」月～金曜(祝日、12月29日)～1月3日(除く)の午前9時～午後5時※なるべく公共交通機関の利用をお願いします※受付開始から2週間程度は混雑が予想されます。

問合せ先 ※いずれも通話料がかかります。  
○江東区臨時福祉給付金コールセンター  
☎0570-06-9292(月～金曜の9:00～17:15(祝日、12/29～1/3を除く))  
※IP電話等でつながらない場合は☎6832-7732、FAX3699-8773(ファクスでのお問合せの場合は、土・日曜、祝日を含めず、2日後以降の回答になります)  
○厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)  
☎0570-037-192(9:00～18:00※平日のみ。ただし、12/18(日)までは土・日曜、祝日も開設)  
※IP電話等でつながらない場合は☎6627-1290

# B型肝炎ワクチンが 定期接種に 対象者には9月中旬以降に予診票を送付

10/1(土)～

10月1日(土)からB型肝炎ワクチンが定期接種になります。対象は平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満のお子さんです(母子感染予防のためにB型肝炎ワクチンの接種を受けた場合は、健康保険が適用されるため定期接種の対象外となります)。接種は、間隔を空けて3回の接種が必要です。生後2か月以降に1回目、それから4週間以上あけて2回目を接種し、1回目の5～6か月後に3回目を接種してください。すでに任意で接種をした方は、その分を必要回数から引いてください。対象年齢を過ぎてしまうと有料になりますのでご注意ください。対象の方には9月中旬以降、予診票を送付しますので、指定医療機関で接種してください。なお、平成28年4～7月生まれの方には特例措置があります。詳しくは予診票と一緒に送付されるお知らせをご覧ください。  
☎(3647)5906 FAX(3615)7171

## 国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者扶養から外れたときなど

国民年金は国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当の方は区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)・豊洲特別出張所・各出張所で加入の届出が必要です。  
①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)  
②厚生年金等加入者に扶養されていた配偶者が、扶養から外れたとき  
③外国から転入したとき  
④外国へ転出したとき(任意加入)※区役所でのみ受付  
⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき  
⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合があります。届出するにご注意ください。  
「厚生年金国民年金第3号被保険者等の問合せ先」江東年金事務所(亀戸5-16-9)  
☎(3683)1231  
「国民年金係」  
☎(3647)1131 FAX(3647)9415

# 人権週間にもむけて② ハンセン病の歴史を知ろう

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し、発病すると手足などの末梢神経がまひしたり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりします。昔は「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。  
現在、療養所に入所している人たちは、後遺症による身体の変形等がある場合もありますが、病気が完治していきまます。しかし、社会の中の差別や偏見は解消されておらず、また、高齢化による身体機能の低下などで、療養所の外で暮らすことに不安があります。そこでできない入所者もいます。同じ過ちを繰り返さないために

「らい菌」は、感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。衛生環境や栄養状態がよくなった日本では、感染し発病することはほとんどありません。仮に発病して症状が現れたとしても薬で完治します。有効な薬がなかった時代は特に、ハンセン病は恐ろしい伝染病と誤解されていました。このため、昭和6年にすべての患者の隔離を目的とした「癩予防法」が成立し、患者を強制的に療養所へ収容しました。  
もし自分や家族が患者だったらと考え、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくし、人権が尊重される社会を実現しましょう。  
「ハンセン病に関することは」  
○国立ハンセン病資料館(東村山市青葉町4-1-13)  
☎042(396)2909  
HP http://www.hansen-dis.jp/  
☎(3647)1164 FAX(3647)9556

ハンセン病の悲しい歴史  
薬で完治する病気だとわかったにもかかわらず、新たに成立した「らい予防法」により患者・元患者の強制隔離は続きました。このことが、社

# 江東区保育園等入園のしおり

## 9月15日(木)から配布開始

「平成29年度江東区保育園等入園のしおり」を配布します。

受付期間	受付場所
11/4(金)～14(月)の平日 8:30～17:00 (水曜は8:30～19:00)	豊洲シビックセンター11階区民広場(豊洲2-2-18)
11/17(木)～12/8(木)の平日 および11/20(日) 8:30～17:00 (水曜は8:30～19:00)	区役所7階71～73会議室

認定こども園(長時間利用2・3号認定)、小規模認可保育園の入園に関する情報が載っていますので、入園を希望する保護者の方は、必ず一読ください。

また、平成29年4月一斉入園の0歳児クラスは、出生前から申込が可能となります。出産予定日が平成29年2月4日(土)までの方は、必ず上表の受付期間

# 自宅の沿道や屋上を緑に 緑化助成制度の「利用を」

区では、自宅などの道路に面した部分に生垣や植樹帯を作る際や、屋上緑化や建物の壁面緑化を行う際の工事費の一部を助

### 生垣等緑化および付帯工事助成

工事種別	助成対象経費	1m当たりの助成上限額	助成限度額
生垣緑化工事	延長100mを上限とした生垣緑化工事費	[道路と生垣との間に遮蔽物がない場合]16,000円/m [道路と生垣との間に遮蔽物がある場合]8,000円/m	合計で200万円
植樹帯緑化工事	延長100mを上限とした植樹帯緑化工事費	16,000円/m	
ブロック塀の取壊し工事	生垣緑化または植樹帯緑化に伴うブロック塀等の撤去工事費	8,000円/m※フェンスの後ろ側(宅地側)に植栽する場合を除く	20万円
フェンスの設置工事	生垣緑化または植樹帯緑化に伴うフェンスの設置工事費		
フェンス緑化工事	延長100mを上限とした緑化工事費	2,000円/m※フェンスの費用は含まない	

### 屋上等緑化助成

工事種別	助成対象経費	助成限度額
薄層屋上緑化工事(土厚30cm未満)	15,000円/m <sup>2</sup> を上限に工事費の2分の1	合計で30万円
厚層屋上緑化工事(土厚30cm以上)	30,000円/m <sup>2</sup> を上限に工事費の2分の1	30万円
壁面緑化工事	10,000円/m <sup>2</sup> を上限に工事費の2分の1	30万円

### 管理課CIG推進係

☎(3647)2079  
FAX(3647)8454

成しています。助成制度の利用には、建物や駐車場等の不動産所有者であること、分譲・売買または賃貸を目的とした物件でないことなど、一定の条件があります。また、事前申請が必要です。詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

に申し込んでください。

出張所、各子ども家庭支援センター等※区ホームページからも入手可

「入園のしおり配布」  
時 9月15日(木)～(土)・日曜、祝日を除く) 場 保育課入園係(区役所3階12番)、区内認可保育園、豊洲特別出張所・各

☎(3647)4934  
FAX(3647)9290

# ひとり親家庭のお母さん、お父さんを支援

## 就労支援のための給付金の支給など

自立が困難なひとり親家庭の母親・父親の支援として、さまざまな事業を行っています。

### 給付金の支給

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の母親・父親を支援するため、次の2種類の給付事業を行っています。給付金を受けるためには、事前に相談が必要です。

〔人〕20歳未満のお子さんを扶養する母子家庭の母親、または父子家庭の父親で児童扶養手当受給者および同様の所得水準の方

○高等職業訓練促進給付金

安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資格取得を目指すひとり親家庭の母親・父親に、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減する目的で給付金を支給します。

※通信制の養成訓練が認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※父親は、平成25年度以降の入学生のみが対象となります。

〔人〕看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、理・美容師等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業し、資格取得が見

込まれる方

〔支給対象期間〕申請のあった月から修業期間の全期間のうち3年間を上限

〔支給額〕住民税非課税世帯の方は月額100,000円、それ以外の方は月額70,500円

〔修了支援給付金〕養成訓練修了後に一時金として、住民税非課税世帯の方は50,000円、それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日より30日以内に要申請)

○自立支援教育訓練給付金

就労に役立てるために必要な教育訓練講座を受講した場合、負担した受講料の一部を助成します。

※雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有している方は対象外です。

〔支給額〕支払った費用の60%に相当する額(上限20万円)※12,000円以下は対象外

〔対象となる講座〕資格雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格については、教育訓練給付制度検索システム(HP [http://www.kyuit.u.mhlw.go.jp/kensaku/t\\_m\\_kensaku](http://www.kyuit.u.mhlw.go.jp/kensaku/t_m_kensaku))をご覧ください。

### 生活全般の相談・支援

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母親・父親が抱える、経済的な悩み、子どもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満の子どもを養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、緊急に保護を必要とする母子が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人でも悩まずお気軽にご相談ください。

母子・父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母親・父親等に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします(要審査)。

〔資金の種類〕修学資金、就学支度資金、転宅資金など12種類。貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

〔人〕都内に6か月以上(修学資金、就学支度資金は期間を問いません)お住まいのひとり親家庭の母親・父親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

〔深川地区および東砂6〕8丁目、南砂、新砂の窓口

〔保護〕第一課母子・父子自立支援員

☎(3645)3106  
FAX(3647)4917

〔亀戸、大島、北砂、東砂1〕5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口

〔保護〕第二課母子・父子自立支援員

☎(3637)2707  
FAX(3683)3722

# 子育てでひとりじゃないよ

## 「KOTOハッピー子育て」 トレーニング事業

第3回

こどものしつけで大変。今日は保育園の先生にちよつと悩みを相談してみました。

どうしたんですか？

め息なんかついて。

実は娘のしつけで悩んでいて。うちの子、泣いて黙々こねて、全然言うことを聞いてくれないんです。

頭にきて、たまに叩きそうになることも。虐待のニュースを見ると、自分のことに置きかえてドキッとしちゃいます。

しつけってほんとに難しいですよね。そんなときは「はびトレ」ですよ！

はびトレってなんですか？

はびトレは、どなたも聞いたことありません。私も聞いたことありません。

聞いたことありません。でも先生、何でそんなに詳しいんですか？

実は私、はびトレのトレーナー養成講座を受講したんです。江東区では、各区立保育園や子ども家庭支援センターにも受講した職員がいますから、遠慮なく相談してくださいね。

みんなが子育てを応援してくれていると思ったら心強いです！

江東区は、区内の全家庭がハッピーな子育てを実現できるように、子育て世帯を応援しています。今後の講座開催についてはお問い合わせください。

子育て支援課こども家庭支援係

☎(3647)4408  
FAX(3647)9196